

社会福祉法人 清心会 役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 清心会（以下「法人」という。）の役員及び評議員報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。

2 評議員の報酬については、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別表1に定める額を支給することができる。役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(公 表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年6月25日から施行する。

別表1（旅費）

名称	旅費	備考
鉄道賃	実費	下記参照
船賃	実費	最下級料金
航空賃	実費	要領収証
車賃	実費	
宿泊費	1泊14,000円以内で実費	要領収証
その他	その他特別の場合には、出張の内容を勘案してその都度、理事長が定める。	

（鉄道賃について）

- 1 普通急行列車を運行する路線によって、旅行で片道50キロメートル以上のもの限り普通急行料金を支給する。
- 2 特別急行列車を運行する路線にあつては、片道100キロメートル以上の旅行に限り、特別急行料金を支給する（新幹線利用の場合は、新幹線料金とする）。
- 3 座席指定料金（特急の走っていない区間の急行を含む）は、片道100キロメートル以上の場合に支給する。
- 4 片道100キロメートル以上の鉄道賃・急行料金・特別急行料金・座席指定料金の支給を受けた者は、出張後、領収証を提出すること。